

◆SNSをきっかけとする  
金融商品のトラブルが急増中 ..... 1 頁

◆消費生活に関する相談窓口のご案内 ..... 4 頁

発行  
横須賀市消費生活センター  
横須賀市小川町11番地  
横須賀市役所本館2号館1階市民相談室内  
電話 046-821-1312  
相談 046-821-1314  
FAX 046-821-1315

## SNSをきっかけとする 金融商品のトラブルが急増中

### ～いったん振り込むと被害回復が困難です～

SNSをきっかけとして、著名人を名乗ったり、つながりを示したりして投資を勧誘されたという消費者トラブルが急増しています。「〇〇(著名人)が主催する投資の勉強会」などと勧誘し、投資名目で振込をしたものの、「追加費用を支払わないと出金できないと言われた」「相手と連絡が取れない」などの相談が急増しています。

また、平均契約購入金額も高額化しています。SNS上の広告をきっかけに投資グループに誘われることが多

く、いったん振込してしまうと被害回復が難しいといった特徴があります。

2023年度下半期以降は特に相談件数が増えていることに加え、2024年から新NISA（少額投資非課税制度）が開始されるなどして、投資に関する関心は高まっており、今後もSNSの利用者は増え続けることが予想されることから、同種のトラブル防止のため、相談事例を紹介しますので、ご注意ください。

## 相談事例

### 相談事例1

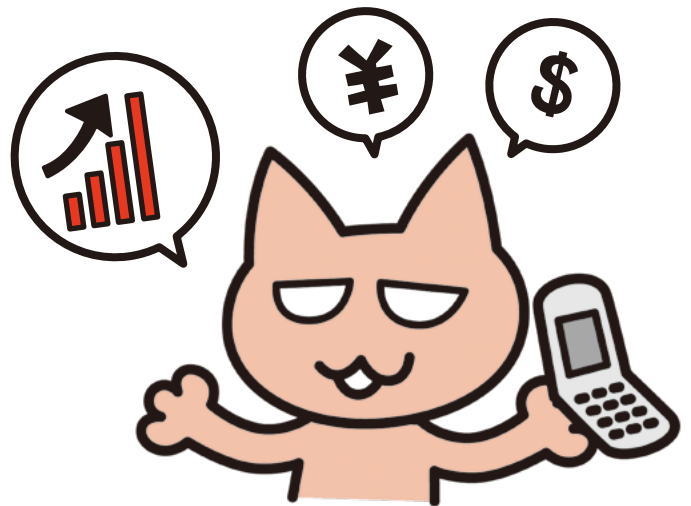
有名経済評論家の投資相談に参加したところ、アシスタントを名乗る人に次々に投資を勧められ、総額1,500万円を振り込んだが出金できない。

### 相談事例2

有名投資家がノウハウを発信すると謳っていたが、その有名投資家は関与しないものだったうえ、投資額を勝手に決められて違約金も請求された。

### 相談事例3

SNSで「絶対に負けない投資家を知っていて自分も投資で儲かった」という有名投資家の姪から勧められてFX取引を始めたが、連絡が取れなくなった。



## 相談事例からみる問題点

### 【問題点-1】「著名人が投資を勧めている」「著名人と知り合い」など、著名人の知名度や実績、権威を悪用した勧誘が横行している

投資に対する不安を払しょくするため、著名人の知名度や実績、権威を悪用して勧誘しているものと考えられます。

著名な投資家や経済学者等を名乗っていても、本人に無断で写真や氏

名等を使用して勧誘を行っている事例が少なくありません。消費者がそういった勧誘内容の真偽を判断することは難しく、言われるがままに投資名目で振り込んでしまう事例が多く見受けられます。

## 【問題点-2】SNS上の広告について、広告審査が十分に機能しているとは言えない

無登録で金融商品取引業を行うなど、違法な広告については各SNS運営事業者が削除すべきですが、消費者トラブルの現状からは、各SNS運

営事業者の広告審査が十分に機能しているとは言えないため、現状においては消費者自身が自衛する必要があります。

## 【問題点-3】「投資」として振り込むため、高額になりやすい

通常の売買契約とは異なり、「投資」として振り込むことに加え、「儲かる」「お金が増える」などと言われるため、消費者には振込額以上のお金が得られることへの期待があります。そのた

め、比較的大きな金額を支払っているケースが多く、2021年度から2023年度の3年間の平均契約購入金額が約644万円と高額です。

# 消費者へのアドバイス

## ●SNS上で勧誘を受けた場合、まず疑ってみましょう

SNS上には消費者を信用させるために著名人の画像等を無断で掲載しているものがあります。安易に信じるとトラブルに巻き込まれる可能性がありますので、著名人の公式サイトや公式アカウント等で投資に関する注意喚起が出ていないか、まずは確認するようにしましょう。

また、日本の居住者を相手に、株取引やFX取引、暗号資産取引などの金融商品取引業・暗号資産交換業を行う者は、金融商品取引法または資金決済法に基づき、登録を受ける必要があります。

そのため、金融庁ホームページで登録の有無を確認することが大切です。

## ●振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です

株やFX等の取引で個人名義の銀行口座に振り込みさせることはありません。指定された口座が個人名義の場

合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。

## ●被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう

自分が、何に、どういった投資を行うのかなど、基本的な内容が理解できないまま投資を行うことはやめましょう。また、相手と連絡が取れなく

なるなど、被害を回復することが難しいため、SNS上で勧められる投資には、安易に資金を振り込むことはやめましょう。

## ●不審に思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう

いったん振り込んでしまうと、被害回復には困難が伴います。相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、すぐに消費生活センターや警察等に相談しましょう。なお、被害回復を謳った二次被害にあう可能性もありますので、こ

の場合も不審に思ったら消費生活センターにご相談ください。

よこすかMOVIE  
「悪質商法から身を守るには」を  
ぜひご覧ください。



(参考) 独立行政法人 国民生活センター 令和6年5月29日 報道発表資料 [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240529\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240529_1.html) イラスト提供：神奈川県2013

## 消費生活に関する相談窓口のご案内

### ●横須賀市消費生活センター（横須賀市にお住まいの方のみ）

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・土・日・祝休日を除く）  
午前9時～午後4時

電話番号：046-821-1314

※消費生活センターは、令和5年5月8日から横須賀市役所本庁舎  
2号館1階市民相談室内に移転しました。電話番号に変更はありません。

### 土曜日のご相談は かながわ中央消費生活センター

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・祝休日を除く）  
午前9時30分～午後5時

土曜日

午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999

おかしいな...  
とおもったら

局番  
なしの  
い や や  
188  
最寄りの相談窓口につな갑니다!!